　　　社会福祉法人東員町社会福祉協議会の後援等名義使用承認に関す

　　　る事務取扱要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、社会福祉法人東員町社会福祉協議会（以下「本会」という。）

　の後援、協賛又は共催（以下「後援等」という。）の承認に関して必要な事項

　を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定める

　ところによる。

　（１）　団体等　本会以外の者であって、第４条の事業を行おうとする団体又

　　　　は個人をいう。

　（２）　後援　団体等が行う事業について、本会がその趣旨や内容に賛同して

　　　　いることを対外的に表明するこという。

　（３）　協賛　団体等が行う事業について、本会がその趣旨や内容に賛同し、

　　　　その実施について支援することをいう。

　（４）　共催　団体等が行う事業について、事業の企画又は運営に参加し、本

　　　　会が共同主催者として責任の一部を分担することをいう。

　（後援等を承認する団体等）

第３条　本会が、その主催する事業について、後援等の名義使用を承認する団体

　は、次の各号のいずれかに該当するもので、かつ、別表１に該当しないものと

　する。

　（１）　国及び地方公共団体の機関又はそれらの連合体

　（２）　公益法人又はこれに準ずる団体（宗教法人及び宗教団体並びに政治団

　　　　体を除く。）

　（３）　その他本会会長（以下「会長」という。）が適当と認めるもの

　（後援等を承認する事業）

第４条　本会は、団体等から申請のあった事業の内容が次の各号に掲げる要件の

　全てに該当すると認められるものについて、後援等を承認する。

　（１）　事業の目的及び規模並びに対象等を総合的に判断し、本会の事業の推

　　　　進に寄与すると認めるもの

　（２）　事業が町内又は近隣で開催されるもの

　（３）　公共的かつ公益的なものであって、主催者の構成員の親睦等を目的と

　　　　するものでないもの

　（４）　営利を目的としないもの

　（５）　事業が集客及び売名を目的としている恐れのないもの

　（６）　特定の政党、若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動でない

　　　　もの

　（７）　特定の主義主張の浸透を図ることを目的としないもの

　（８）　事業の参加者に対して過重の負担を負わせないもの

　（９）　公序良俗に反しないもの。その他社会的非難を受ける恐れのないもの

　（申請の手続）

第５条　後援等の承認を受けようとする団体等（以下「申請者」という。）は、

　原則として事業実施に係る行為を行う１箇月前までに、社会福祉法人東員町社

　会福祉協議会後援等名義使用承認申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を

　添えて本会に提出しなければならない。

　（１）　団体は、定款、会則、規約等の団体の目的、組織、運営等の内容を明

　　　　らかにする書類、個人は活動実績を明らかにする書類

　（２）　事業計画書又は事業実施要項等事業の内容を明らかにする書類

　（３）　参加費等を徴収する事業については、事業収支予算書（様式第２号）

　（４）　協賛又は共催を申請するときは、本会が行う援助又は本会が担う責任

　　　　の内容を明らかにする書類

　（５）　その他会長が必要と認める書類

　（後援等の承認）

第６条　本会は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審

　査し、後援等の承認を決定したときは、社会福祉法人東員町社会福祉協議会後

　援等名義使用承認通知書（様式第３号）により、後援等の承認について適当で

　ないと認めたときは、社会福祉法人東員町社会福祉協議会後援等名義使用不承

　認通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

　（後援等の承認期間）

第７条　後援等の承認をする期間は、原則として承認の日から６箇月以内とす

　る。ただし、事業の性質上やむを得ないものとして、会長が特に認めた場合は、

　この限りではない。

　（経費負担）

第８条　本会は、後援等の承認に伴う当該事業への経費負担等を行わないものと

　する。

　（事業内容の変更等）

第９条　後援等の承認を受けた団体等は、当該承認を受けた事業の内容を変更

　し、又は開催を中止しようとするときは、速やかに社会福祉法人東員町社会福

　祉協議会後援等名義使用承認事業変更・中止報告書（様式第５号）により本会

　に届け出なければならない。ただし、軽微な変更として会長が特に認めた場合

　は、この限りではない。

　（承認の取消し）

第１０条　第４条の規定による後援等を承認された団体等が、次の各号のいずれ

　かに該当したときは、後援等の承認を取り消すことができる。

　（１）　前条に規定する変更の届出をしなかったとき

　（２）　虚偽その他不正の行為により承認を受けたとき

　（３）　別表１に該当することが明らかになったとき

　（４）　承認を受けた団体等が解散したとき、又は事業等を取りやめたとき

　（５）　その他本会が不適当な行為等により取り消す必要があると認めたとき

２　前項の規定により後援等の承認を取り消す場合は、社会福祉法人東員町社会

　福祉協議会後援等名義使用承認取消し通知書（様式第６号）により通知するも

　のとする。

　（本会の免責）

第１１条　後援等の名義の使用及び取消しにより生じた損害については、本会は

　その賠償の責は一切負わないものとする。

　（事業終了後の報告等）

第１２条　申請者は、当該承認を受けた事業終了後１箇月以内に、社会福祉法人

　東員町社会福祉協議会後援等事業実施報告書（様式第７号）に事業の実施状況

　が明らかにできる書類を添えて本会に提出しなければならない。

２　第５条第３号に規定する事業収支予算書を提出した団体にあっては、前項に

　規定する事業実施報告書に当該承認を受けた事業に係る収支決算書（様式第８

　号）を添付するものとする。

３　本会は、事業実施報告書を提出しない団体等に対して、以後の当該団体等が

　実施する事業に対して後援等の承認をしないことができる。

　（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、令和６年７月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この要綱の施行前に承認された後援等は、この要綱の規定によりなされたも

　のとみなす。

別表１（第３条関係）

|  |
| --- |
| １　暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係法人等と認められる場合  ２　自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与  　える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められ  　る場合  ３　暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係法人等に資金等の供給、資  　材等の購入、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力  　し、又は関与していると認められる場合  ４　暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合  　（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等  　を共にするなどの交遊をしている場合をいう。）  ５　暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると  　認められる場合（社会的に非難される場合には、例えば、暴力団事務所の  　新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等  　その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。  　この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。）  ６　暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係法人等であると知りなが  　ら、これを利用したと認められる場合 |

様式第１号（第５条関係）

社会福祉法人東員町社会福祉協議会後援等名義使用承認申請書

年　　月　　日

社会福祉法人

　東員町社会福祉協議会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　印

　下記の事業について、社会福祉法人東員町社会福祉協議会の後援等名義使用の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 |  | | | | |
| 承認の種類 | 後援　・　協賛　・　共催 | | | | |
| 主催者 |  | | | | |
| 他の後援・協賛・共催者 |  | | | | |
| 後援等名義使用期間 | （　　）承認日から事業終了日まで  （　　）　　　年　月　日から事業終了日まで | | | | |
| 事業内容 |  | | | | |
| 広報の範囲及び方法 |  | | | | |
| 目的又は趣旨 |  | | | | |
| 参加対象  （人数） | （　　　　　　　　　人） | | | | |
| 開催日時 | 年　　月　　日  　　　　年　　月　　日 | | | 日間 | |
| 会場 |  | | | | |
| 入場料又は会費 | □　有　（入場料　　　　円、会費　　　　円）  ☐　無 | | | | |
| 団体会員数 | 人 | | | | |
| 前回の承認実績 | 年　　月　　日付け　　　第　　　号で承認 | | | | |
| 連絡責任者  ※平日の8：15～17：00に連絡可能な連絡先 | 氏名 |  | ℡ | |  |
| 住所 | （〒　　　-　　　　） | | | |

１　この申請書（様式第１号）については、事業にかかる行為を行う日の１箇月

　前までに本会に提出してください。

２　名義使用承認期間を原則６箇月以内とするため、６箇月を超える事業

　の場合は、別記資料を添付してください。

３　参加費、会費等（事務費、出展料、入場料、会費など）を徴収する場

　合は、事業収支予算書（様式第２号）を添付してください。

４　当該事業に係る開催要項、プログラム、パンフレットなどを添付して

　ください。

５　団体の定款、会則、規約等の団体の目的、組織、運営等の内容を明ら

　かにする書類を添付してください。個人については、個人の活動実績を

　示す書類を添付してください。

６　協賛又は共催を申請するときは、本会が行う援助及び本会が担う責任

　の内容を示す資料などを添付してください。

７　事業終了後１箇月以内に社会福祉法人東員町社会福祉協議会後援等事業

　実施報告書（様式第７号）、参加費等を徴収する場合は、事業収支決算書（様

　式第８号）を本会へ提出してください。

様式第２号（第５条関係）

事業収支予算書

【収入の部】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 金額 | 説明 |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

【支出の部】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 金額 | 説明 |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

　上記のとおり相違ありません。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会計責任者

様式第５号（第９条関係）

社会福祉法人東員町社会福祉協議会後援等名義使用承認事業変更・中止報告書

年　　月　　日

社会福祉法人

　東員町社会福祉協議会会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　印

　　　年　　月　　日付けで後援等の承認を受けた　　　　　　事業について、変更・中止が生じたので、下記により報告します。

記

　１　変更・中止の内容

　２　変更・中止の理由

　３　その他（添付資料等）

様式第７号（第１２条関係）

社会福祉法人東員町社会福祉協議会後援等事業実施報告書

年　　月　　日

社会福祉法人

　東員町社会福祉協議会会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　印

　　　年　　月　　日付け第　　号で承認を受けた事業が終了したので、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 実施日（期間） |  |
| 会場 |  |
| 対象及び参加人数 |  |
| 事業経過及び結果  （社会福祉的効果等）  ※後援の場合は要旨 |  |
| 備考 |  |

様式第８号（第１２条関係）

事業収支決算書

【収入の部】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 金額 | 説明 |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

【支出の部】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科目 | 金額 | 説明 |
|  |  |  |
| 計 |  |  |

　上記のとおり相違ありません。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会計責任者